

時事新報定價
時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞
送料廣告料ハ左ノ如ク
一紙二銭〇一箇月前金五十銭〇三箇月前金一圓五十銭〇六箇月前金三圓
〇一年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇
月二十六銭ノ送料ヲ申付テ

Table with 2 columns: Subscription rates for different durations (e.g., 1 year, 6 months, 3 months) and delivery methods (e.g., by mail, by express).

時事新報

政權と貴族(前々號の續)

前々號に述べたる如く權力均一の運動の先づ私権の部
に於てして私権漸く一様を得たるの後、公権等々平等
に至るの趣の英佛諸國の例に就て之を見るも容易か
れども我國の既往に照すに其理倍々判然たる可し即ち
王政維新の前までは各藩四方に雄據し大名侯伯武士陪
臣より百姓町人に至るまで人爵階級の別、幾層級を重
ねて權力の不同最も甚しく、下級の人民は獨り公権に
與り得ざるのみならず私權すらも之を全うする能はず
して時とて奇禍に罹るよとあるも其曲を伸ばすに道
を得ざるが如きは殆んど財産生命の安心なかり去者な
り然るに維新の一舉に及んで悉く此不同を矯め俄に西
洋文明の法律政治を採用して社會舊來の制度慣行を其
根底より一掃し國民一般の私權をして平等に歸せしめ
たる其變化の迅速なるは實に驚くの外なし隨て人の公
權も亦次第に均一に起り得て昨は一言も國法に喩を
容るゝ能はざる人民が今は政口にして彈らざるに
止まらず既に府縣の經濟に關しては議政の權を有し或
は二十三年には國會も開けて國の法律財政に參議す可
しとの事なれば是等の事情を以て西洋諸國に於ける權
力均一の運動を較ぶるときは我進歩は實に非常なるもの
にして斯る短日月の間に公権の平等此の如くなるを得
たるは佛國革命の外に其例を見ざる所なる可し千八百
七十一年日耳曼帝國の建立も其貴族公権の不同を制し
たるの功は我明治四年廢藩置縣の成績に及ばざるもの
あるが如し日耳曼に於ては侯伯貴族今に尙る地方に據
て歸々不同の公權を弄ぶに相反し我諸侯は藩籍奉
還の其以來全く政治の線と離れ單に華族たる人爵の榮
に浴するのみにして他と特に公権の出さざる非ず
或は舊藩主藩士の間には尙ほ主従の禮の廢せざる所も
あらざらんれ共今日佛國などとして舊主家の恢復を圖り身
命を抛て先主君の爲めを報効せんとする諸家の臣民に
較べては日本の華士族舊君臣の關係は唯道徳上の情誼
感覺たるに止まり一切政治上には累を爲さざるもの
と云ふ可し政府に於て近頃大名華族に舊藩地の歸住を
許しざるの事如き、若し華族をして政治上に權力ある
昔日の如くならしめば之が爲め國の統一を妨げ恐
る可きの結果あるとならんかれども其邊の掛念は總て
無用にして既に我輩記者の所見に大名華族の舊藩地歸
住と利なりとして毎度切論しざるも實は日本に於て貴
族公権の不同は今日既に其跡を收めざるを知るが故な
り此點に於ては今の日本は日耳曼の右に出るのみなら
ず更ら英國に對しても大よ跨るに足る可し何となれば
英國の貴族が入ては代々上院に國事を議し出でしは地
方に勢力を振ふるの例は公権均一の運動未だ日本の如く

進まざるを證するに足る者なればあり
僅々二十年内外の間に公私權力の均一此の如く容易よ
又此の如く滑かゝ行はれたるは西洋諸國に多く其例を
見ざる所にして更ら明治二十三年には備々國會も開け
人民議政の權を獲るに就ては將來の事は姑く言はず先
づ爰に國會ありとすれば其組織は上下の兩院に分れ二
局議院併せて國の法律を議するまじならん或は論者中
には日本の國會の一院なることを望む人もあらんかあ
れども理論は兎も角も凡そ立憲君政の國に在りては兩
院を以て國を治むると今日普通の制度として民主共和
の國と雖も純然たる一院を以て立法の府と爲すは我輩
の知らざる所なれば我國當路者の考も同く世界普通の
式に則り兩院組織の法を立つるま在ることからん斯く
て日本の國會は兩院制度ありとして一方の上院は如何
なる人にて組織せしむや未だ知る可らずと雖も世人の
説く所又従へば日本の上院の例へば英國の如く貴族院
の組織と爲すの計畫にして近來新華族の其數を増した
るも一は既往の功勞に酬ふるが爲めと云へ國會の開
設後知識經歷の人を上院に交へて下院の權衡を取らし
むるの考案なりとも云へり即ち今の舊華族は大名たり
公卿たりに論なく概して人事の實に通せざる者多けれ
ば獨り此原素のみにて貴族院を組織す可らざるは無倫
なるが故に之を加ふるは新華族を以てして以て下院に
對して重きを爲んどの意なる可けれども此一段に至て
は我輩は於て少しく異見なきを得ず東西國を殊にすれ
ば事情の殊なるものあり若し之を輕々に看過し我華
族をして上院を組織せしめり而かも其出席權は人爵の榮
譽と與へ代々私家に傳はると尙ほ英國の如くなるを立
憲君政の本質なりと信する人もあらば我輩の斷じて
其説の誤れるを辨せんとする者なり蓋し日本の華族は
彼の日耳曼の貴族が地方の侯伯たるを以て聯邦院に議
席を占め英國は貴族が殘餘の政權を失はずして代々上
院に出席する等の事例とは全く相反反對なれば上院組
織の方法に至りても世襲貴族たるが故にと併て公權
をも世襲にするが如き不同不公の跡なからんこと我輩
の切に希望する所なり (未完)

官報

内務省令第四號 昨十九日の本欄にある内務省令
第四號第三條中府縣知事の下、區長の下、府縣知事の下
區の一字は孰れも行ありと昨日の官報に是正せり

大藏省告示第六號
一金一千萬圓 七分利付金庫公債元金
但抽籤ノ都合ニヨリ償還金額ニ多少ノ増減アルヘレ
明治廿一年八月二十日 大藏大臣伯爵松方正義

農商務大臣秘書官正六位勳六等 柳谷謙太郎
任農商務書記官
農商務書記官正六位勳六等 柳谷謙太郎
農商務書記官正六位勳六等 柳谷謙太郎
農商務書記官正六位勳六等 柳谷謙太郎

農商務書記官正六位勳六等 柳谷謙太郎
農商務書記官正六位勳六等 柳谷謙太郎
農商務書記官正六位勳六等 柳谷謙太郎
農商務書記官正六位勳六等 柳谷謙太郎

銀貨 四月中補助貨幣流通ノ割合ハ前月以來益々増
加シ昨年來極メテ缺乏ナリシ十錢二十錢銀貨ノ如キモ
流通上差支ナキモノナラス時トシテハ却リテ其多キニ
苦レムノ情態アリ故ニ交換打歩モ隨テ減却シ買方打ナ
シ買方二十錢位ナリト云フ之ニ引換ヘ頃日來新銅貨ハ
大ニ減少シ來セリ蓋シ蓋シ及製茶ノ季節ニ際スルヲ以
テ右生産ノ方ニテ其雇賃ノ什拂ニ充ツキモノハ重ニ
銅貨ヲ以テスル方便利ナリト聞知レ多少是等ノ地方ニ
向ヒテ輸送セシメタメニハアラサルカ紙幣ト銅貨交換ノ
打歩ハ買方百圓ニ付キ二十六錢賣方百圓ニ付キ四十錢
ノ景況ナリ

補助銀貨流通ノ
一、八七二 即チ紙幣千圓ニ付キ補助銀
一、四〇四 即チ紙幣千圓ニ付キ銅貨二
一、〇二四 即チ紙幣千圓ニ付キ銅貨二
一、〇二四 即チ紙幣千圓ニ付キ銅貨二

銀貨流通ノ
一、五五八 即チ紙幣千圓ニ付キ補助銀
一、五五八 即チ紙幣千圓ニ付キ補助銀
一、五五八 即チ紙幣千圓ニ付キ補助銀

皇族の漫遊 露國皇族アレキヤンドル、ニコロウ
キナ殿下は侍從海軍士官一名醫官一名を隨へ本月三日
當地に來着せられ即日各國領事及書記生に謁を許され
頗る懇切の御談話ありたり又同夜は在留の露人一同よ
り殿下及各國の漢口俱樂部に招待し晚餐を供し清國
花火を打揚たり同日露國領事午餐の饗應あり同夕
英國領事より殿下を招待し就ち各國人々を案じり而し
て殿下は同夜定期船安慶號に搭せ隨員と共に南京に向
ひ援送せられたり聞所に據れば殿下は南京に一日
御滞在の後上海、北京、天津、仁川等の漫遊を下り我日
本國橫濱へ寄航せられ夫より浦潮港を経て歸國あらせ
らるゝ等なりと本月七日附を以て在漢口領事館より通
報ありたり(外務省)

桑港の檢査 米國桑港衛生會議は去月二十三日香港
ヨリて天然痘流行地と認定し以來同港より來る船舶は
其船中該患者のあらざる時は三日間若し患者あるよ
り於ては右議會より上陸を達する迄は旅客荷物とも一切
陸揚と許さざるものと議決せり同日月三十一日附を以
て在同港本邦領事館より通報ありたり(外務省)

商品見本陳列所 東京商工會の幹事と貿易協會は幹
事と一同協議を重ね各々其會に關係なくして商品見本
陳列所の設立を計り規約願書の案も成りたる上にて其
筋目打合せたるところ支那省より柳田一ツ橋外なる
高等商業學校の構内にある舊博物館を無料にて貸渡し
又外務省より金千三百圓農商務省より金千圓合せて
二千三百圓に當るだけの見本商品を購入して陳列せ
しむべしとの事なりしに當時發企諸氏の中には多少
議論の末に寧ろ二千三百圓の補助を與へらるゝものあ
らば迎ふの事に正金よ受取りたるうへ此道に當る商
工社會の見込に隨ひ年々隨時に見本を説へたし左る以
上には神田一ツ橋外とありては少しく僻處にして普く
諸人の縦覽に便なる場所に非ざれば先づ最初手始めに
設立開場の都合に及ぶべしとて曾て此事を其筋へ申出

横濱の絲況 横濱の絲況は
沈靜の傾向を現し
又さしし十三日
見込買の爲めか又
至絲器械絲等弗々
れが爲め大に市況
其期日と過ぎされ
に佛國向は此數日
の手合のみなりし
らんか殊に一昨十
たれば此又一段の
持合ひ次回郵船の
まじき模様ありと
横濱屠物の景況

横濱屠物の景況
横濱屠物の景況
横濱屠物の景況
横濱屠物の景況

でたる由に聞かざる
に就き發企者と考
圓の保助と與ふる
省支出の上の相
なれり云ふは他
きは商品見本陳列
となれば實際に
の習ひとして可成
の未は或は買入る
も云ふ可らざるに
の手を經るときは
れば正金よりモ品
筋にも發企諸氏に
と仰ふ今日猶ほ設
に角商品見本陳列
要なるのみならず
大に方針を知りて
知らぬ爲め又收む
は必ず思寄らぬ處
筋にては以前に案
るよし

水稅前後の相違
水道の水と使ふて
りして始むべきと
云ふに日本橋京橋
ものとして右三區
十八にして井戸一
稅は一年六圓にし
人々を以て庭園泉
落し噴水仕掛の設
用ふるの科に隨ひ
人一年の水費も強
難けれども又一方
のも多る可きに
一年一人に付き水
したる相違なるる
水道の稅を徵する
り中々高きよとな
衛生消防或は撤水
間の便利と實益と
稅の輕重を測る可

横濱の絲況
横濱の絲況
横濱の絲況
横濱の絲況

社員派遣廣告

目下世上の問題たる高嶺炭坑の一件に就ては種々の説
ありて孰れを眞、孰れを偽と定め難きものあり依て本

船豐瑞丸

八月廿三日貨物積切
八月廿四日品海積出帆
八月廿五日品海積出帆
八月廿六日品海積出帆
八月廿七日品海積出帆

八月廿三日貨物積切
八月廿四日品海積出帆
八月廿五日品海積出帆
八月廿六日品海積出帆
八月廿七日品海積出帆